



## お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆さんへ

### ▼現況届の提出を

児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている人は毎年8月に「現況届」を提出することになっていきます。

受給者の皆さんには通知文を送付しますので、確認のうえ、ご来庁ください。

現況届を提出されないと、8月分以降の手当の支給を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

児童扶養手当受給者は、8月1日(木)から30日(金)までに、特別児童扶養手当受給者は、8月12日(月)から9月6日(金)までに現況届を提出してください。

昨年、所得超過などで支給停止になった人も同様にご来庁ください。

### ▼児童扶養手当とは

父(母)と生計を共にしていない児童または重度の障害のある父(母)のいる児童を養育している人などに支給される手当です。

児童とは、18歳の誕生日以降最初の3月31日までの人、または20歳未満で一定の障害がある人のことをいいます。

ただし、公的年金を受けることができるときなど、手当を受けられない場合があります。また、受給資格者及び扶養義務者の所得制限があります。支給要件については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 児童福祉課(☎内線218)へ

▼特別児童扶養手当とは  
20歳未満で「身体及び精神に重度または中度以上」の障害を有する児童を養育されている人に対し支給される手当です。

ただし、受給資格者及び扶養義務者の所得制限があります。また、障害基礎年金を受給されている場合や施設に入所されている場合は、支給できません。

◆問い合わせ 社会福祉課(☎内線741)へ

### 夜間納税相談を行います

固定資産税・市県民税・軽自動車税の納付をまだされていない人や、納税についてご相談のある人は、ぜひこの機会にご来庁ください。

◇日時 8月28日(水) 20時  
まで

◇場所 市役所2階 収税課

☆当日は庁舎東側玄関からお入りください。

◆問い合わせ 収税課(☎内線202・203)へ

### 天理市長選挙 立候補予定者説明会

天理市長選挙立候補予定者説明会をつぎのとおり行います。

なお説明会の出席者は、立候補予定者1人につき2人以上とします。

◇日時 8月20日(火) 13時30分

◇場所 市役所5階 533 AB会議室

◆問い合わせ 選挙管理委員会事務局(☎内線454)へ

## 熱中症にご注意を

毎日、猛暑が続いています。節電対策も重要ですが熱中症にも注意し、今年の夏を乗り切りましょう。

特に高齢者、子ども、障害のある人は症状を自覚しにくいので、周囲が気をつけましょう。

日頃から睡眠・栄養を充分とり、体力維持に努めましょう。

### 熱中症の症状と対処・処置

#### 軽度

- ・多量の発汗
- ・めまい
- ・たちくらみ
- ・こむら返り
- ・涼しい場所へ移動
- ・水分(スポーツ飲料)、塩分の補給
- ・衣服を緩めて、全身を冷やす

#### 中度

- ・体がだるい
- ・頭痛
- ・吐き気
- ・虚脱感
- ・症状が良くならなければ医療機関へ

#### 重度

- ・意識がない
- ・けいれん
- ・体温が異常に高い
- ・歩行が難しい
- ・すぐに医療機関へ



◆問い合わせ 健康推進課(☎内線777)へ

